

## 令和6年度京都市会だより版下制作業務の受託者選定に係る募集要項

### 1 委託業務の内容

- (1) 名称 令和6年度京都市会だより（以下「市会だより」という。）版下制作業務
- (2) 委託内容 仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 2 参加資格

次の(1)かつ(2)に該当する者とします。

#### (1) 本市の競争入札参加資格者

※これに該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用しないこと。

ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。

エ 市内に事業所を有していること。

オ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

カ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

キ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

#### (2) 応募書類の提出の日から契約締結の日までの間において、本市の入札参加停止の処分を受けていない者

### 3 応募書類の提出

#### (1) 提出資料

提出資料	説明	部数
見積書 (任意様式)	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を表紙に記入したうえ、代表者印を押印してください。	1部
提案書 (任意様式)	（参考）で定める内容を踏まえて作成してください。なお、表紙には受託希望者の社名を記載し、表紙以外に社名や担当者名を記載しないでください。	6部
見本	提案書で示した京都市会だよりのデザインを出力したものとしてください。	6部

各種証明書 (京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者)	・登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は登記簿謄本) (法人の場合) ・印鑑登録証明書(個人の場合)	1部
	2(1)才、力を証明する納税証明書	1部
	2(1)キを証明する水道料金・下水道使用料納付証明書	1部
	2(1)クに係る京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書	1部

※ 提出資料のうち、6部提出する必要がある書類については、会社名等を記載したものの1部、記載しないもの5部を提出すること。審査者が公平に評価するため、提案した企業名等が特定されないための措置であり、企画提案書本文において、企業名が判らないよう配慮すること。

## (2) 提出期限

令和6年2月2日(金)午後3時必着

※ 提出方法は、郵送又は持参とします。

※ 持参の場合の受付時間は、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。最終日は午後3時まで。)とします。

※ 提出後に辞退する場合は上記期限までにその旨を申し出てください。

## (3) 提出先

京都市会事務局調査課(京都市役所本庁舎2階)(担当:向畑、重木、島田)

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

## 4 質問の受付及び回答について

本件について質問がある場合は、次のとおり受け付けます。ただし、他の応募者に関する質問には応じません。

### (1) 質問方法

電子メール又はFAXにて行い、その後電話で着信確認をしてください。

メールアドレス: [seimuchosa@city.kyoto.lg.jp](mailto:seimuchosa@city.kyoto.lg.jp)

TEL: 075-222-3697 FAX: 075-222-3713

※ 電話連絡の受付時間

午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

### (2) 質問の受付期限

令和6年1月22日(月)午後5時

### (3) 回答方法

全ての質問及び回答を、1月25日(木)までに京都市会ホームページに掲載します。当該回答は本要項と一体のものとして効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行います。

## 5 受託者の決定等

### (1) 受託候補者の決定

京都市会が設置する選考組織において、「令和6年度京都市会だより版下制作業務受託

候補者選定に係る評価基準」(別紙2)により提案書等に基づいて審査し、全ての参加者について順位を定め、最も優れていた者を受託候補者として選定します。

**(2) 審査結果通知**

審査結果については、令和6年2月中旬に通知します。

**(3) 受託者の決定**

受託候補者と協議のうえ、委託内容を決定し、委託契約を締結します。この際、受託候補者との協議が整わなかった場合は、順位の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行います。

なお、選定結果として、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市会ホームページに掲載します。

**6 委託契約の詳細**

**(1) 契約上限額**

金2,726千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

**(2) 委託費の支払条件**

精算払いとします(年度末、納品の都度の精算いずれも可)。

**(3) 特約事項**

見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り、契約時に増額することは認めません。また、受託候補者と協議のうえ委託内容を決定するため、委託契約額が見積書における見積額と同じになるには限らないことに留意してください。

**(4) 再委託の禁止**

受託者は、原則、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、京都市長が承認した場合はその限りではありません。

**(5) 契約保証金**

免除とします。

**7 スケジュール(予定)**

令和6年1月22日(月)	質問受付期限
2月2日(金)	応募書類等の提出期限
2月上旬	審査・受託者決定
2月中旬	受託候補者選定通知
2月下旬以降	協議、契約手続
契約完了後	令和6年5月15日号作成
4月中旬	令和6年5月15日号校了

**8 その他**

- (1) 全ての提出書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は受託候補者の選定及び受託候補者との契約手続きのみで使用し、他の目的では使用しません。
- (3) 応募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 必要に応じて電話等で内容を確認する場合があります。
- (5) 提出期限以降の提案書等の差替え及び再提出には応じることはできません。
- (6) 提出書類は返却しません。

## 9 予算不成立の場合の無効

本件に係る令和6年度予算が成立しないときは、契約しないものとします（契約は予算成立後に行います。）。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生しているとしても、その費用を本市に請求することはできません。

また、本市が契約を締結しなかったため生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできません。

## 10 問い合わせ先

京都市会事務局調査課（担当：向畑、重木、島田）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL：075-222-3697 FAX：075-222-3713

メールアドレス [seimuchosa@city.kyoto.lg.jp](mailto:seimuchosa@city.kyoto.lg.jp)

ホームページアドレス <https://www2.city.kyoto.lg.jp/shikai/>

誓 約 書

(宛先)	年      月      日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話                      ー

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。

誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏      名	フリガナ	生年月日	性      別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

## 京都市会だより版下制作業務の受託者選定に係る提案書作成について

提案書には、以下の1～5の内容を明記してください。

### 1 デザイン方針（デザイン・レイアウト・色彩等）

デザインの方針を示す資料として、令和5年12月発行号（第133号）1面を参考に、記事の内容は全て同一のまま、レイアウトやイラストなどを新たに考案・作成した見本（2通りまで提出可）を付けてください。令和5年5月1日号から、綴じ方を右綴じから左綴じに変更していることを踏まえ、見本を作成してください。

なお、見本は次に掲げる留意点を踏まえて作成してください。

#### 留意点

- ・市民しんぶん区版に挟み込み全戸配布しているものであり、読者層は、若年から高齢までの幅広い年齢層の市民の方です。
- ・1面の「京都市会だより」のタイトル部分は現行のものに加え、新たなデザインを提案いただいても構いません。
- ・議会広報紙（誌）の性質上、文字が多くならざるを得ない発行号もありますが、そのような場合でも、紙面構成の工夫やイラストの活用をしてください。
- ・京都市会マスコットキャラクターを積極的にデザインに取り入れ、活用してください。

### 2 広報・周知において得られる効果

1で作成した見本の中で、広く市民に向けて周知するための工夫や期待される効果を示してください。

### 3 イラスト・マンガ

市会だよりの紙面で使用できるイラスト・マンガの画風を確認する資料として、過去の製作実績から複数パターンの制作例を示してください。

### 4 制作体制

営業・編集等、当該委託業務に係る部門ごとのスタッフの人数、役割等を記載してください。

### 5 広報紙（誌）等制作実績

本市が発行する広報紙（誌）若しくは他の自治体が発行する広報紙（誌）等の制作実績

※ 広報紙（誌）の名前、発行部数、契約の相手、契約期間を記載してください。